

Japan Open Policy Forum

PDP in Japan

- Policy Development Process -

ポリシーWG



このスライドはクリエイティブ・コモンズ 表示 - 改変禁止 4.0 国際 ライセンスの下に提供されています。
ライセンスの内容を知りたい方は<http://creativecommons.org/licenses/by-nd/4.0/>でご確認ください。

インターネット番号資源・ポリシー

- 「インターネット番号資源」とは
 - IPアドレス (IPv4・IPv6)
 - AS番号
- 「ポリシー」とは
 - JPNIC等のIR(Internet Registry)が定めるインターネット番号資源の分配・管理ルールのこと。

JPNICの番号資源のポリシー一覧

- IPアドレス
 - JPNICにおけるアドレス空間管理ポリシー
 - JPNICにおけるIPv6アドレス割り振りおよび割り当てポリシー
- AS番号
 - JPNICにおけるAS番号割り当てに関するポリシー
- 上記ポリシーを策定するプロセス
 - JPNICにおけるIPアドレスポリシー策定プロセス

※ 現在有効なJPNIC文書一覧 (JPNICのWeb)

<https://www.nic.ad.jp/ja/doc/validity.html>

JPNICにおけるアドレスポリシーの例

IPv4アドレスの割り振り条件

- 割り当て済みのアドレスについて、ポリシーに従ったアドレスの運用を行っている
- 上位のプロバイダから、すでに/24を割り当てられ使用している、または直後に/24を使用することを証明できる
- 1年以内に/23を使うことを証明できる詳細な計画を提示できる

IPv6アドレスの割り振り条件

- IP指定事業者であること(IPv4アドレスの割り振りを受けていること)

/32より大きいアドレス空間を必要とする場合、IP指定事業者でない場合

- IP指定事業者であること
- エンドサイトでないこと
- 割り当て先組織に対し、IPv6の接続性を提供する計画があること
- IPv4アドレスの割り振りを受けているIPアドレス管理指定事業者であり、割り振りを受けたIPv6アドレスを他の組織へ割り当てまたは再割り振りを行い、2年以内に当該アドレス空間をインタードメインルーティングシステムで広告すること または2年以内に最低でも200の割り当てを行う計画があること。

2010年より
指定事業者で
あれば申請す
るだけ !!

何故ポリシープロセス？

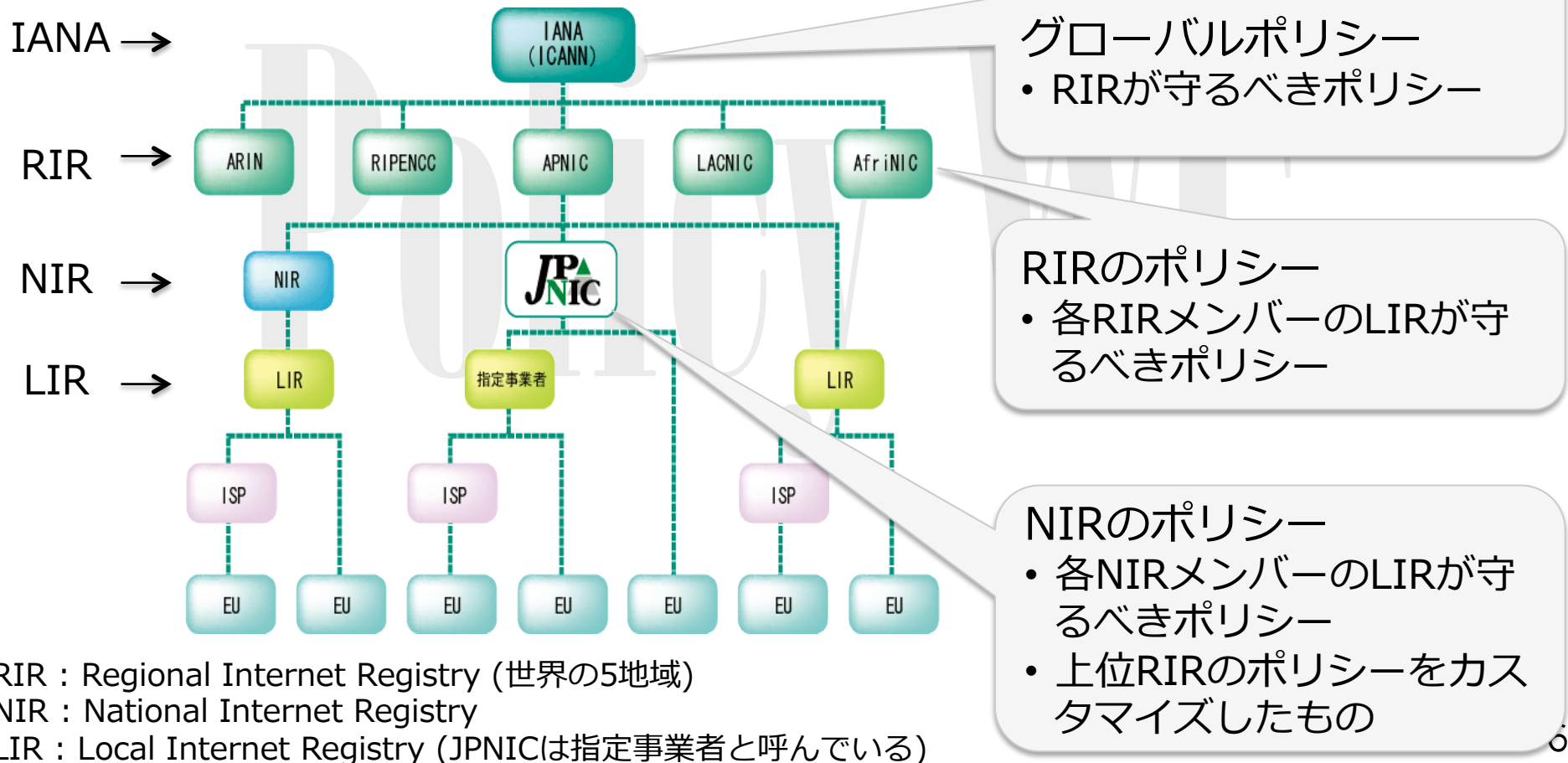
- ポリシーは、IPアドレスやAS番号利用者のビジネス、オペレーションに直接影響する。
- 最近決まった影響が大きい(と思われる)ポリシー：
 - IPv4アドレスの移転、レジストリ間の移転
 - AS番号の移転
 - IANAに返却されたアドレスからの再分配
 - IPv6アドレスの割り振り簡素化
 - IPv6 PIアドレスの割り当て対象 等々



資源管理ポリシーを議論している
フォーラムの存在や議論の動向を
ウォッチしてみてもいいでしょう！

資源管理団体(IR)毎のポリシー

IR(Internet Registry)は階層に分かれていおり、階層・地域に適したポリシーが各IRで策定される。



RIR・NIR・LIR

- **RIR** (Regional Internet Registry)
 - APNIC アジア・パシフィック地域
 - RIPE NCC ヨーロッパ
 - ARIN 北米
 - AFRINIC アフリカ
 - LACNIC 南米
- **NIR**^(*1) (National Internet Registry)
 - IDNIC (Indonesia) – KISA (Korea) – NIC México (Mexico)
 - CNNIC(China) – TWNIC(Taiwan)
 - NIXI (India) – VNNIC (Vietnam) – LANIC (Brazil)
 - JPNIC (Japan)
- **LIR** (Local Internet Registry)
 - ISPを指すことが多い
 - JPNICは、指定事業者と呼んでいる。

(*1) NIRはAPNIC・LACNIC
のみに存在する

Policy Development Process (PDP)

ポリシーを決めるための手続きのこと。

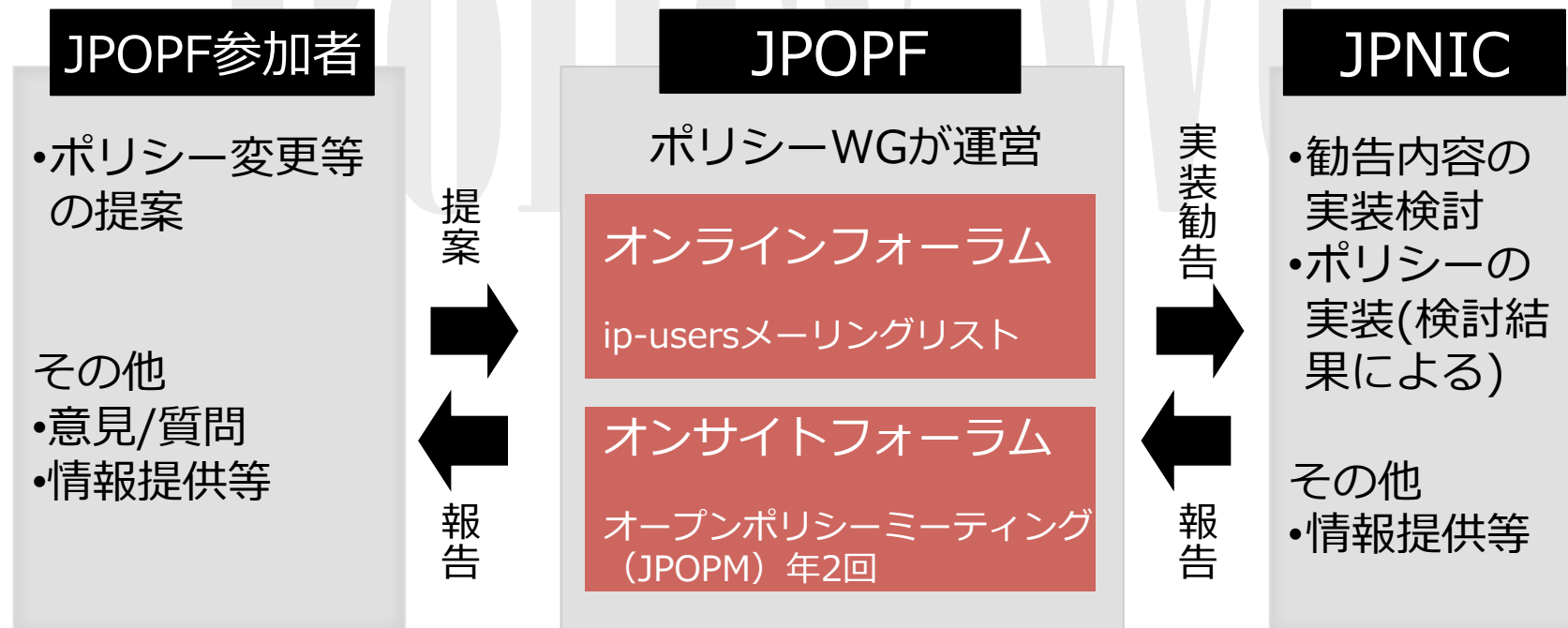
- 各IRにPDPが存在する。(*1)
- 各IRにオープンなMLとオープンなミーティングが用意されている。(*1)
- ボトムアップ方式で行われる。
- 誰もが各IRのPDPに参加できる。
- 誰もが各IRに提案の応募ができる。
- 誰もが各IRで意見や賛否を表明できる。

※ JPNICにおけるPDPの場合は、「Japan Open Policy Forum (JPOPF)」

(*1) 一部のNIRにはフォーラムが無い等、上記に当てはまらない場合がある。

Japan Open Policy Forum (JPOPF)

- MLとミーティングで構成される。
- 参加者からの提案が JPOPFで議論される。
- コンセンサスを得た提案は実装勧告としてJPNICへ。
- 各種情報の共有・収集の場でもある。
- JPOPFは ポリシーWGにより運営されている。



ポリシーWG

JPNICオープンポリシーフォーラム(JPOPF)
を運営する組織

- JPNICとは独立した組織
- ボランティアによる活動
- JPOPFにてコンセンサスとなったポリシー提案をJPNICへ実装勧告する。
- JPOPF参加者に報告を行う。

※ オフラインフォーラム(JPOPM)実施の際、JPNICからPDPに直接関わらない部分の支援を受けている。
(会場の提供、ミーティングの受付業務等)

コンセンサス

- 一次コンセンサス
 - オンサイトフォーラム(JPOPM)での議論を経てチェアによって宣言されるもの
- 最終的なコンセンサス
 - 一次コンセンサスの後、最終コメント期間(最低二週間)を経て、提案に対する本質的な反対がない場合にチェアによって宣言されるもの

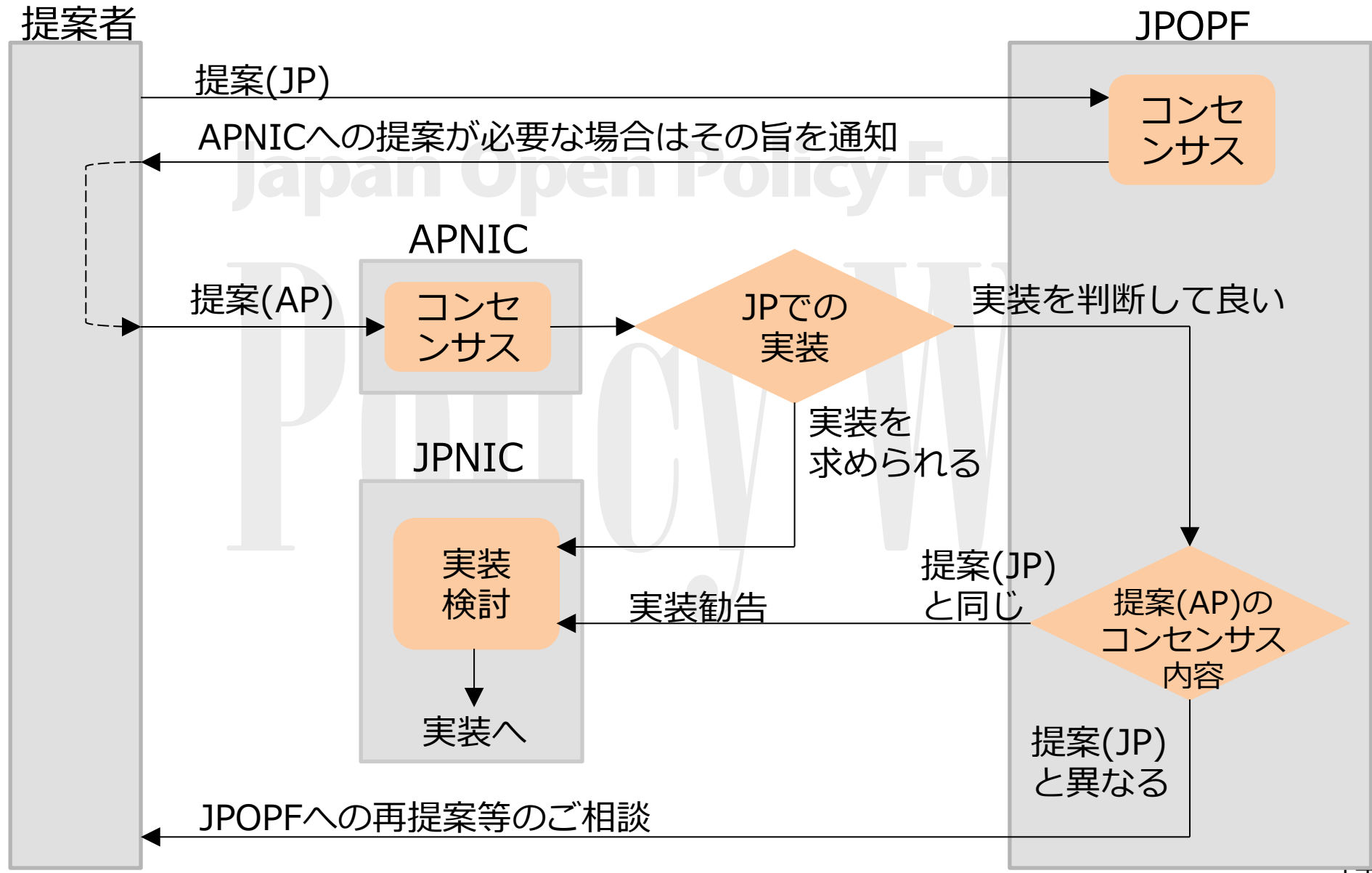
最終的コンセンサスの妥当性確認

- 目的
 - チェアの独断による判断の確定の防止
- 方法
 - ポリシーWG内部で行われる。
 - チェア又はコチェアによるコンセンサスの判断後、且つ、実装勧告の前に行われる。
 - ポリシーWGのメンバーの過半数の賛成によりチェア又はコチェアの判断を再評価する。
 - 賛成／反対を投じる事ができるのは、一次コンセンサス／最終的なコンセンサスを宣言したチェア／コチェア以外のポリシーWGメンバー

実装勧告

- 日本で施行されているポリシーについての変更提案がフォーラム内でコンセンサスとなった後、ポリシーWGがNIRであるJPNICに対してその提案の実装を依頼すること
- 実装勧告へのJPNICの対応
(4.1.10. JPNICによる承認プロセス)より
実装勧告に対するJPNICによる実装可否判断は、JPNICの理事会の審議を経て最終的に決定される。

APNICへの提案を必要とする提案



ポリシープロセスに関する情報

- 番号資源ポリシーに関する議論のML
 - [ip-users at nic dot ad dot jp](mailto:ip-users@nic.ad.jp)
 - MLへの参加方法
<http://www.nic.ad.jp/ja/profile/ml.html#ipusers>
- オープンポリシーフォーラム ホームページ
 - <http://www.jpopf.net/>
- ポリシーWGに関連したご質問／ご要望
 - [contact at jpopf dot net](mailto:contact@jpopf.net)